

原発賠償紛争審中間指針詳報

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が五日公表した東京電力福島第一原発事故の賠償中間指針の詳報は次の通り。

【はじめに】

中間指針は本件事故による原子力損害の賠償の全体像を示している。今後、被害者と東京電力の円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害賠償されないことのないよう留意が必要。東電には、迅速、公平かつ適切な賠償を行うことを期待する。

【中間指針の位置付け】

一、二次指針で決定した内容にその後の検討を加え、賠償すべき損害と認められる一定範囲の損害類型を示した。中間指針で対象外となったもの、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。今後、事故収束や避難区域の見直しなどに伴い、必要に応じてあらためて指針で示すべき事項について検討する。

【政府による避難などの指示にかかわる損害】

▽対象区域

避難区域、屋内退避区域、計画避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が独自の判断に基づき住民に一時避難を要請した区域。

▽避難など対象者

一、事故発生後に区域内から区域外へ立ち退き、および区域外滞在を余儀なくされた人（ただし、六月二十日以降に緊急時避難準備

区域から同区域外に避難を始めた人のうち、子ども、妊婦、要介護者、入院患者など以外の者を除く）。

一、事故発生時に区域外にいて、区域内に住所があるものの引き続き区域外滞在を余儀なくされた人。

一、屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた人。

▽損害項目

（検査費用・人）

一、避難や屋内退避をした人や区域外滞滞在者が、放射線への被ばくの有無や影響を確認するため必要かつ合理的な範囲内で検査を受けた場合、負担した検査費用は賠償すべき損害。

（避難費用）

一、必要かつ合理的な範囲内で負担した次の費用は賠償すべき損害。①対象区域から避難するため負担した交通費、家財道具の移動費用の区域外に滞在するための負担した宿泊費と付随費用②避難によって増加した部分の生活費用。

（一時立ち入り費用）

一、警戒区域内に住所を持つ人が、市町村実施の「一時立ち入り」のため負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用は賠償すべき損害。

（帰宅費用）

一、対象区域の避難指示解除に伴い、区域内の住所に最終的に戻るため負担した交通費、家財道具の移動費用は賠償すべき損害。

（生命・身体的損害）

次のものが賠償すべき損害。

一、避難を余儀なくされた

たためばを負い、治療を要する程度に健康状態が悪化した（精神的損害を含む）、疾病にかかり、あるいは死亡したことに伴う生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害。

一、避難を余儀なくされ、治療を要する程度の健康状態の悪化を防止するため負担が増加した診断費、治療費、薬代。

（精神的損害）

一、精神的苦痛のうち、少なくとも次の精神的苦痛は賠償すべき損害。

①対象区域から避難した上、引き続き区域外滞滞在を長期余儀なくされた人や、事故発生時に区域外にいて区域外に住所があるものの引き続き区域外滞滞在を長期余儀なくされた人が、正常な日常生活の維持・継続が長期にわたるに阻害されたため生じた精神的苦痛。

②屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、屋内退避を長期余儀なくされた人が、正常な日常生活の維持・継続が長期にわたるに阻害されたため生じた精神的苦痛。

一、①の具体的な損害額の算定では、事故発生から半年間は一月額十万円、その後の半年間は一月額五万円を目安とする。以降はあらためて検討するのが妥当。

（営業損害）

一、従来、区域内で事業の全部または一部を営んでいた事業者、または現在営んでいる事業者について、避難指示に伴い営業が不能

になったり、営業が減少したりするなどの事業に支障が生じて減収があった場合は、その減収分は賠償すべき損害。

（就労不能に伴う損害）

一、対象区域内に住所や勤務先がある労働者が避難指示により就労が不能となった場合、給与などの減収分や追加的費用が賠償すべき損害。

（検査費用・物）

一、対象区域内にあった商品を含む財物について、検査で安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合、所有者が負担した検査費用は賠償すべき損害。

（財物価値の喪失または減少）

一、避難指示による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため価値が失われたと認められる場合、価値を喪失・減少した部分や追加的費用は賠償すべき損害。

【政府による航行危険区域などおよび飛行禁止区域の設定にかかわる損害】

▽対象区域

一、政府が三月十五日に航行危険区域に設定した海域と飛行禁止区域に設定した空域。

▽損害項目

一、漁業者が対象区域内での操業や航行を断念せざるを得なくなったため、または内航海運業者や旅客船業者などが同区域を迂回（う회）して航行せざるを得なくなったため生じた減収分や追加的費用は賠償すべき損害。

一、航空運送業者が同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため生じた減収分や追加的費用は賠償すべき損害。

【政府などによる農林水産物の出荷制限指示などにかかわる損害】

▽対象者

一、農林水産物（加工品を含む）や食品の出荷、作付けその他の生産・製造、流通に関する制限、または農林水産物や食品に関する検査について、政府が事故や工場が本県内にあるものなど。

▽損害項目

一、営業損害、就労不能に伴う損害、検査費用（物）。

【風評被害】

一、確立した定義はないが、「風評被害」とは報道などにより広く知られた事実によって、商品やサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者や取引先により当該商品またはサービスの買入れ、取引停止などを生じたために生じた被害。

▽農林漁業・食品産業の風評被害

次の損害は原則として賠償すべき損害。

①農林漁業で事故以降に生じた買入れ控えによる被害のうち次に掲げるもの。農林産物は福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉各県で産出されたもの。茶は上記各県と神奈川、静岡両県で産出されたもの。畜産物および花きは福島、茨城、栃木各県で産出されたもの。水産物は福島、茨城、栃木、群馬、千葉各県で産出されたもの。千葉各県で産出されたもの。その他の農林水産物も、本県で産出されたもの。

②農産物七月八日以降に生じた買入れ控え被害のうち

道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、鳥根の各道県で産出された牛肉、牛肉を主な材料とする加工品および食品に供される牛にかかわるもの。

③農林水産物の加工業や食品製造業で生じた買入れ控え被害のうち、加工や製造した事業者の主たる事務所や工場が本県内にあるものなど。

④農林水産物・食品流通業で生じた買入れ控え被害のうち、①や②に掲げる産品を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品にかかわるもの。

▽観光業の風評被害

一、事故以降に生じた被害のうち、福島、茨城、栃木、群馬各県に営業の拠点がある観光業は、解約・予約控えによる減収が認められれば、原則として事故と相当因果関係のある損害と認定。

一、外国人観光客に關しては、わが国に営業拠点のある観光業について、事故前に予約が入っていた場合、少なくとも五月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収は原則として事故と相当因果関係のある損害と認定。

一、観光業の減収は東日本大震災による影響も相当程度認められるため、その点の検討も必要。

▽輸出入の風評被害

一、わが国の輸出品とその輸送用船舶やコンテナについて、輸出国の要求で生じた検査費用や各種証明書の発行費用は、原則として事故との相当因果関係が認められる。

一、わが国の輸出品について、輸出国の輸入拒否がされた時点で既に輸出された生産・製造されたものに限り、輸入拒否によって廃棄、販売、生産・製造の

生じた減収分および追加的費用は、事故との相当因果関係が認められる。

②サービスを提供すること業者が来訪を拒否することによって発生した、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

③放射性物質が検出され、上下水処理などで生じた上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

④放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑤放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑥放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑦放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑧放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑨放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑩放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑪放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑫放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑬放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑭放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑮放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑯放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑰放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑱放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑲放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

⑳放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉑放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉒放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉓放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉔放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉕放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉖放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉗放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉘放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉙放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉚放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉛放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉜放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉝放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉞放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㉟放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊱放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊲放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊳放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊴放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊵放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊶放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊷放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊸放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊹放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊺放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊻放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊼放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊽放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊾放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

㊿放射性物質が検出され、上下水の汚染などによって生じた、本県に所在する拠点でのサービスにかかわるもの。

【間接被害】とは政府による避難指示や風評被害で賠償が生じたことにより、第一次被害を受けた事業者と一定の経済的関係にあった第三者が生じた被害を意味する。

一、第一次被害者との取引に代替性がない場合は、事故と相当因果関係があると認められる。

【放射線被ばくによる損害】

一、復旧作業などに従事した原発作業員、自衛官、消防隊員、警察官または住民その他の人が、被ばくによる放射線障害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡によって生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害などは賠償すべき損害。

【その他】

▽被害者への各種給付金など損害賠償金との調整

一、原子力損害を被った人が同時に損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合はその利益の額を損害額から控除すべき。

▽地方公共団体などの財産的損害

一、地方公共団体または国が所有する財物および地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、事故と相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。また、地方公共団体などが被害者支援のため立て替へ払いした場合も賠償の対象となる。